

職務内容書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

医薬品医療機器総合機構（PMDA）は、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行う機関です。

機構における業務運営、会計経理が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを監査する監事として、財務状況や決算状況の監査の能力・経験を有し、薬事に関する各種制度を理解した上で、中立性・公平性を担保し、経費節減、事務処理の一層の迅速・効率化など独立行政法人の運営経営改革を実現していくための監査業務を遂行できる意欲と能力のある人材を求めています。

1. 機関名：独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

（法人の業務概要）

当機構は、平成16年4月に設立された独立行政法人であり、厚生労働省の政策等に基づき、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行う。主な業務内容は以下のとおり。

- （1） 医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金等の給付
- （2） 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性についての調査又は審査
- （3） 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報提供

2. ポスト：監事 1ポスト1名

（任期2年：平成22年4月1日～平成24年3月31日）

3. 職務内容

当機構の業務運営、会計経理が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを監査する任務を負う。監査の結果を理事長又は主務大臣に監事名で意見を提出する責務を有し、主に以下の監査業務を行う。

また、業務の運営状況等を把握するため、理事会、幹部会に出席する。

- (1) 関係法令及び業務方法書その他の諸規程等の遵守状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 業務能率及び経営合理化の状況
- (5) 財務諸表及び決算報告書の適否
- (6) 資産の取得、管理及び処分の状況
- (7) その他業務に関する重要な事項

4. 必要な資格・経験等

- 原則として任期満了時点で65歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- 中立性・公平性を担保して監査業務を遂行できるよう、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- 法令遵守状況の監査実施に当たっては、当法人が行う業務について、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していること。
- 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、それらの監査業務に従事した経験を有しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、800人規模の組織の監査を、必要な場合は、自己の判断に基づき内外の抵抗に抗して適切に遂行できる十分な能力を有していると認められること。
- 多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しない。

5. 勤務条件

- 勤務形態：常勤
- 勤務地：当機構（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル）
- 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- 給与：役員給与規定に基づき支給
年収約1,400万円（地域手当、特別手当含む）及び通勤手当（平成20年度実績）
- 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）

6. 選考方法

- (1) 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

(2) 二次選考（面接審査）

(3) 外部有識者による選考委員会の審議を経て大臣が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

○履歴書（J I S規格履歴書に写真を貼付のうえ、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○自己アピール文書（A 4版 2000字程度）

テーマ「自らの経験・知識を今後の業務にどのように活かしたいか」

※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、任意様式により、又は下記アンケート用紙を印刷・記入し、同封していただければ幸いです。

[【アンケート用紙】](#)

（左クリックするとアンケート用紙が表示されますので、印刷して、該当部分にチェック☑等を記入して下さい。）

なお、当該アンケートの回答の有無は選考には一切関係がございません。

(2) 送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房人事課

電話：03-3595-2077（直）

(3) 応募期限

平成22年2月22日（月）必着

8. 欠格事項等

独立行政法人通則法又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の役員欠格条項に該当する者は、監事になることはできません。

また、役員の兼職及び再就職の制限等に関する規程により兼職及び再就職の制限、並びに医薬品等関連企業の株式等の取引自粛規定があります。

○独立行政法人通則法

（役員の欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 二 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、修理業者、販売業者若しくは賃貸業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 三 前二号に掲げる者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)